資料２

広島市における障害者相談支援体制と障害者自立支援協議会について

令　和　８　年　８　月　２　１　日

広島市健康福祉局障害自立支援課

広島市における障害者相談支援体制のイメージ

【地域の相談支援の拠点（事業所設置区において実施）】

広島市障害者基幹相談支援センター（8か所）

・総合的な相談支援の実施
・地域の相談支援体制の整備・充実に関すること
・障害者虐待の防止・再発防止支援
・成年後見制度や障害者差別解消法の合理的配慮等についての普及・啓発
・災害後の生活支援の運用及び避難行動要支援者避難制度への協力
・障害者自立支援協議会の運営等
ア　障害者自立支援協議会地域部会の運営
イ　自立支援協議会の企画・運営への協力
・地域生活支援拠点運営業務
・重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制への参画
・医療的ケア児者に対するコーディネート支援（東）

専門機関等とのネットワーク構築

協力

広島市障害者相談支援事業所（8か所）

・障害種別を問わない相談支援
・ケアマネジメント支援
・障害者相談支援体制の充実に資する取組
障害者基幹相談支援センターが事務局となり運営する
障害者自立支援協議会地域部会の企画・運営の支援
・重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制への参画

連携

【専門的な相談機関（全市を対象）】

地域活動支援センターⅠ型（3か所）

・主に精神保健福祉に関する相談支援　等

こども療育センター（3か所）

・障害者相談支援事業・障害児等療育支援事業　等

広島市重症心身障害児者相談支援センター（1か所）

・重症心身障害児者に関する相談支援
・医療的ケア児者に対するコーディネート支援　等

人材育成、助言・支援
ネットワーク構築

専門的な相談

助言・支援

指定相談支援事業所

契約を締結した者に対する支援
・基本相談
・計画作成、モニタリング

ケアマネジメント支援

一般的な相談

専門的な相談

契約に基づく計画相談支援の提供

地域住民・地域団体・専門機関など

計画相談支援を利用していない障害者等

指定特定相談支援事業所と
契約を締結した障害者等

障害者自立支援協議会について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

（協議会）

第八十九条の三　地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

２　協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

３　協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

４　関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

５　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

６　前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の３第１項に規定する協議会の設置運営について（令和6年3月29日発　障発0329第26号、こ支障第89号）

第三　市町村が設置する協議会（市町村協議会）

１　基本的な役割

相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する。

２　設置方法

市町村協議会は、単独市町村又は複数市町村による設置、直営又は民間団体への運営の委託等、地域の実情（人口規模、地域における障害者等の支援体制等）に応じて効果的な方法により設置することができる。

（以下省略）

広島市障害者自立支援協議会の運営イメージ

【目的】

地域における障害児者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ると共に、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議する。

【体制の概要】

広島市障害者自立支援協議会（全体会）

【事務局】 健康福祉局障害自立支援課
【構成員】 学識経験者、障害者関係団体、保健・医療関係者、福祉関係者、就労支援関係者、相談支援事業者を含む障害福祉サービス事業者
【主機能】 ◎ 地域部会からの課題を踏まえた地域のサービス基盤整備の推進
◎ 相談支援事業の評価（委員会） など

ワーキング会議（事務局会議）

【事務局】 健康福祉局障害自立支援課
【構成員】 各区障害者基幹相談支援センター・障害者相談支援事業所
【機　能】 地域部会から上がってきた課題の整理・分析、市施策の共有

広島市障害者自立支援協議会地域部会

【事務局】 各区障害者基幹相談支援センター（各区１か所設置）
【構成員】 相談支援事業所、区地域支えあい課、区福祉課障害福祉係（その他議題に応じて関係者を招集）
【機　能】 ◎ ケース会議等を通じた関係者による各区の現状や課題等の共有
◎ 地域の関係機関によるネットワークの構築及び資質向上 など

地域課題の抽出

地域課題への対応検討

専門部会

・・・
相談支援専門部会
精神障害者地域支援部会
権利擁護部会 等

広島市障害者自立支援協議会運営スケジュール（予定）

【令和8年度】

広島市障害者自立支援協議会地域部会

各区で全体会と専門部会を開催（随時）

４月

８月　**広島市障害者自立支援協議会（第１回全体会）** 8/21

・地域生活支援拠点等の機能強化について
・安佐南区障害者相談支援事業所の公募について
・精神障害者地域支援部会の実施状況
・障害者虐待について　　等

１０月

１１月　**委託事業者評価委員会**　10月～11月

・委託事業者（障害者基幹相談支援センター・障害者相談支援事業所）の事業運営及び活動状況の評価

１２月　**広島市障害者自立支援協議会（第２回全体会）** 12月

・安佐南区障害者相談支援業務に係る応募事業者からのプレゼンテーション及び意見聴取（予定）
・委託事業者評価委員会における評価結果報告について（予定）
・地域生活支援拠点等の実施状況について（予定）　　等

３月

【必要に応じて開催】

ワーキング会議　精神障害者地域支援部会
相談支援専門部会　障害者権利擁護部会　等